

議案第96号

芽室町地球温暖化防止実行計画推進委員会設置条例制定の件

芽室町地球温暖化防止実行計画推進委員会設置条例を次のとおり制定しようとする
ものであります。

令和6年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町地球温暖化防止実行計画推進委員会設置条例

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に基づき、芽室町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）（以下「実行計画」という。）について、実行計画に基づく地球温暖化対策を地域全体で効果的に推進するため、芽室町地球温暖化防止実行計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 実行計画に基づく地球温暖化対策の推進に関すること
- (2) 実行計画の進捗状況等の点検及び評価に関すること
- (3) 実行計画の改定に関すること
- (4) その他地球温暖化対策の推進に関し、推進委員会が必要と認めること

(組織)

第3条 推進委員会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員20名以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 地球温暖化対策に関心の高い町民で、公募による者

2 推進委員会は、委員のほかオブザーバーを置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 推進委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、推進委員会を代表し、会議を総括する。

- 4 委員長は、委員の中から副委員長 1 人を指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長不在のときはその職務を代理する。
(会議)

第 6 条 推進委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 推進委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。
(報酬の額)

第 7 条 報酬の額は、委員長にあつては日額 3,600 円、その他の委員にあつては日額 3,300 円とする。

(費用弁償の額)

第 8 条 委員が招集に応じたときは、順路によりその費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、職員旅費支給条例（昭和 26 年条例第 23 号）の例による。
(支払方法)

第 9 条 委員の報酬及び費用弁償は、推進委員会の所掌する会議に出席した日の翌月 10 日までに支給する。

(庶務)

第 10 条 推進委員会の庶務は、環境土木課において処理する。

(その他)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、推進委員会の運営に必要な事項は、委員長が推進委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
(芽室町地球温暖化防止実行計画策定委員会設置条例の廃止)
- 2 芽室町地球温暖化防止実行計画策定委員会設置条例（令和 5 年条例第 14 号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日以後最初に開かれる推進委員会の会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が招集するものとする。

説 明

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく芽室町地球温暖化防止実行計画（区域施策編）について、同計画を推進するに当たり、有識者をはじめとする関係事業者、団体、町民の意見等を反映させながら地域全体で取組を進めるため、芽室町地球温暖化防止実行計画推進委員会を設置することから、本条例を制定しようとするものであります。

議案第97号

特別職の給与に関する条例中一部改正の件

特別職の給与に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の給与に関する条例（昭和26年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の4第2項中「100分の220」を「100分の225」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

人事院勧告に伴う特別職の給与の改正を行うため、本条例を改正しようとするものであります。

特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(期末手当) 第2条の4 一略一 2 前項の期末手当の額は、給与月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額に基準日以前の在職期間に応じ、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第18条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の225</u> (2) 12月 <u>100分の225</u> <u>附 則</u> <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(期末手当) 第2条の4 一略一 2 前項の期末手当の額は、給与月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額に基準日以前の在職期間に応じ、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第9号）第18条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1) 6月 <u>100分の220</u> (2) 12月 <u>100分の220</u></p>

議案第98号

芽室町手数料徴収条例中一部改正の件

芽室町手数料徴収条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町手数料徴収条例の一部を改正する条例

芽室町手数料徴収条例（平成12年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の項徴収金額の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町手数料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案		現 行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
手数料を徴収する事務	徴収金額	手数料を徴収する事務	徴収金額
－略－		－略－	
低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	1～3 ー略ー 4 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 288,000円（ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成27年	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 1～3 ー略ー 4 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) (2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 288,000円（ <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成27年法	

改正案		現 行	
	<p>法律第53号) 第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査(以下「判定機関審査」という。)を受けた場合にあつては、 14,700円)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 357,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円)</p> <p>(2) 一略一</p>		<p>律第53号) 第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査(以下「判定機関審査」という。)を受けた場合にあつては、 14,700円)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 357,000円 (判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円)</p> <p>(2) 一略一</p>
(摘要) 一略一		(摘要) 一略一	
一略一		一略一	
<p><u>附 則</u> この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>			

議案第99号

芽室町総合体育館設置及び管理条例中一部改正の件

芽室町総合体育館設置及び管理条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町総合体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例

芽室町総合体育館設置及び管理条例（昭和53年条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表団体利用料の部に次のように加える。

託児所兼会議室	〃	220
---------	---	-----

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

芽室町総合体育館内部改修工事において、館内に託児所兼会議室を整備したことから、関係条例の整備をしようとするものであります。

芽室町総合体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表（第9条関係）			別表（第9条関係）		
	区分	基本利用料（上限）		区分	基本利用料（上限）
団 体 利 用 料	第1競技場	1時間につき 1,570	団 体 利 用 料	第1競技場	1時間につき 1,570
	第2競技場	〃 480		第2競技場	〃 480
	研修室	〃 170		研修室	〃 170
	<u>託児所兼会議室</u>	<u>〃 220</u>			
—略—			—略—		
<p><u>附 則</u> この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p>					

議案第100号

芽室町介護保険条例中一部改正の件

芽室町介護保険条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例

芽室町介護保険条例（平成12年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「37,800円」を「34,300円」に改め、同項第2号中「49,100円」を「51,700円」に改め、同項第3号中「56,700円」を「52,100円」に改め、同項第6号イ、第7号イ及び第8号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第9号ア中「500万円未満」を「420万円未満」に改め、同号イ中「又は第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ又は第13号イ」に改め、同項第10号中「139,800円」を「143,600円」に改め、同号ア中「700万円未満」を「520万円未満」に改め、同号イ中「次号イ」の次に「、第12号イ又は第13号イ」を加え、同項第11号中「147,400円」を「158,700円」に改め、同号ア中「1,000万円未満」を「620万円未満」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ又は第13号イ」を加え、同項第12号を次のように改める。

(12) 次のいずれかに該当する者 173,800円

ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

第4条第1項に次の2号を加える。

(13) 次のいずれかに該当する者 181,400円

ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(14) 前各号のいずれにも該当しない者 196,500円

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「22,600円」を「21,500円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「37,800円」を「36,600円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「52,900円」を「51,700円」に改める。

第6条第3項中「若しくは第11号イ」を「、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イ」に、「第11号まで」を「第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の芽室町介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の保険料については、なお従前の例による。

説 明

芽室町介護保険事業計画の見直しにより、令和6年度から令和8年度までの3年間の介護保険料率を改正するとともに、介護保険法施行令等の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 34,300円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 51,700円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 52,100円</p> <p>(4)と(5) 一略一</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 90,700円</p> <p>ア 一略一</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ又は第13号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 98,200円</p> <p>ア 一略一</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課せられる保険料額について</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 37,800円</p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 49,100円</p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 56,700円</p> <p>(4)と(5) 一略一</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 90,700円</p> <p>ア 一略一</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であって、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 98,200円</p> <p>ア 一略一</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課せられる保険料額について</p>

改正案	現 行
<p>この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、<u>第11号イ、第12号イ又は第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 113,400円</p> <p>ア 一略一</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、<u>第11号イ、第12号イ又は第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 128,500円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>420万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、<u>第11号イ、第12号イ又は第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>143,600円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>520万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課せられる保険料額について</p>	<p>この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ<u>又は第11号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 113,400円</p> <p>ア 一略一</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ<u>又は第11号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 128,500円</p> <p>ア 合計所得金額が<u>500万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ<u>又は第11号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>139,800円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>700万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課せられる保険料額について</p>

改正案	現 行
<p>この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ、<u>第12号イ又は第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>158,700円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>620万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、<u>次号イ又は第13号イ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(12) <u>次のいずれかに該当する者</u> 173,800円</p> <p>ア <u>合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であつて、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(13) <u>次のいずれかに該当する者</u> 181,400円</p> <p>ア <u>合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p>イ <u>要保護者であつて、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としな</u></p>	<p>この号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イに該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>147,400円</u></p> <p>ア 合計所得金額が<u>1,000万円未満</u>であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課せられる保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））に該当する者を除く。）</p> <p>(12) <u>前各号のいずれにも該当しない者</u> 162,500円</p>

改正案	現 行
<p><u>い状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 196,500円</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の保険料率は、同号の規定にかかわらず、21,500円とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の保険料率は、同号の規定にかかわらず、36,600円とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度まで</u>の保険料率は、同号の規定にかかわらず、51,700円とする。</p> <p>（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は条例第4条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ若しくは第13号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被</p>	<p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,600円とする。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の保険料率は、同号の規定にかかわらず、37,800円とする。</p> <p>4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度まで</u>の保険料率は、同号の規定にかかわらず、52,900円とする。</p> <p>（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）</p> <p>第6条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は条例第4条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の</p>

改正案	現 行
<p>保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から条例第4条第1号から<u>第13号まで</u>のいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 一略一</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の芽室町介護保険条例の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の保険料については、なお従前の例による。</u></p>	<p>額と当該該当するに至った日の属する月から条例第4条第1号から<u>第11号まで</u>のいずれかに規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 一略一</p>

第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	第8期（令和3年度から令和5年度まで）			所得段階	第9期（令和6年度から令和8年度まで）			芽室町介護保険条例の 関係条文			
	対象者		保 険 料		対象者		保 険 料				
	本人の属する 世帯の状況	本人の状況			本人の属する 世帯の状況	本人の状況					
標準 段階	第1段階	世帯員全員が 町民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80万円以下の方	基準月額 × 0.50 年額 37,800円	第1段階	世帯員全員が 町民税非課税	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80万円以下の方	基準月額 × 0.455 年額 34,300円	第4条第1項第1号 第4条第2項 第4条第1項第2号 第4条第3項 第4条第1項第3号 第4条第4項 第4条第1項第4号 第4条第1項第5号 第4条第1項第6号 第4条第1項第7号 第4条第1項第8号 第4条第1項第9号 第4条第1項第10号 第4条第1項第11号 第4条第1項第12号 第4条第1項第13号 第4条第1項第14号		
				R3～軽減後 ※2				基準月額 × 0.285 年額 21,500円 月額 1,796円			
				基準月額 × 0.65 年額 49,100円				R6～軽減後 ※2		基準月額 × 0.685 年額 51,700円	
	第2段階	世帯員全員が 町民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80万円を超え120万円以下の方	基準月額 × 0.50 年額 37,800円 月額 3,150円	第2段階	世帯員全員が 町民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80万円を超え120万円以下の方	基準月額 × 0.485 年額 36,600円 月額 3,056円			
				R3～軽減後 ※2				基準月額 × 0.75 年額 56,700円		R6～軽減後 ※2	基準月額 × 0.69 年額 52,100円
				基準月額 × 0.70 年額 52,900円 月額 4,410円				第3段階		世帯員全員が 町民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 120万円を超える方
	R3～軽減後 ※2	基準月額 × 0.90 年額 68,000円 月額 5,670円	第3段階	世帯員全員が 町民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 120万円を超える方	基準月額 × 0.90 年額 68,000円 月額 5,670円					
	基準月額 × 0.75 年額 56,700円	第4段階				世帯員全員が 町民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 120万円を超える方				
	R3～軽減後 ※2							第4段階		世帯員全員が 町民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 120万円を超える方
	基準月額 × 0.90 年額 68,000円 月額 5,670円		第5段階 (基準)	世帯員全員が 町民税非課税	合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80万円を超える方						
R3～軽減後 ※2	第5段階 (基準)	世帯員全員が 町民税非課税				合計所得金額と課税年金収入額の合計額が 80万円を超える方	基準月額 × 1.20 年額 90,700円 月額 7,560円				
基準月額 × 0.70 年額 52,900円 月額 4,410円							第6段階	世帯員全員が 町民税非課税	合計所得金額が120万円未満の方	基準月額 × 1.20 年額 90,700円 月額 7,560円	
R3～軽減後 ※2			第6段階	世帯員全員が 町民税非課税	合計所得金額が120万円未満の方					基準月額 × 1.30 年額 98,200円 月額 8,190円	
基準月額 × 0.70 年額 52,900円 月額 4,410円	第7段階	世帯員全員が 町民税非課税				合計所得金額が120万円以上 210万円未満の方				基準月額 × 1.30 年額 98,200円 月額 8,190円	
R3～軽減後 ※2							第7段階	世帯員全員が 町民税非課税	合計所得金額が120万円以上 210万円未満の方	基準月額 × 1.50 年額 113,400円 月額 9,450円	
基準月額 × 0.70 年額 52,900円 月額 4,410円			第8段階	世帯員全員が 町民税非課税	合計所得金額が210万円以上 320万円未満の方					基準月額 × 1.50 年額 113,400円 月額 9,450円	
R3～軽減後 ※2	第8段階	世帯員全員が 町民税非課税				合計所得金額が210万円以上 320万円未満の方				基準月額 × 1.70 年額 128,500円 月額 10,710円	
基準月額 × 0.70 年額 52,900円 月額 4,410円							第9段階	世帯員全員が 町民税非課税	合計所得金額が320万円以上 500万円未満の方	基準月額 × 1.70 年額 128,500円 月額 10,710円	
R3～軽減後 ※2			第9段階	世帯員全員が 町民税非課税	合計所得金額が320万円以上 500万円未満の方					基準月額 × 1.70 年額 128,500円 月額 10,710円	
基準月額 × 0.70 年額 52,900円 月額 4,410円	第10段階	世帯員全員が 町民税非課税				合計所得金額が500万円以上 700万円未満の方				基準月額 × 1.85 年額 139,800円 月額 11,655円	
R3～軽減後 ※2							第10段階	世帯員全員が 町民税非課税	合計所得金額が500万円以上 700万円未満の方	基準月額 × 1.90 年額 143,600円 月額 11,970円	
基準月額 × 0.70 年額 52,900円 月額 4,410円			第11段階	世帯員全員が 町民税非課税	合計所得金額が700万円以上 1,000万円未満の方					基準月額 × 2.10 年額 158,700円 月額 13,230円	
R3～軽減後 ※2	第11段階	世帯員全員が 町民税非課税				合計所得金額が700万円以上 1,000万円未満の方				基準月額 × 2.10 年額 158,700円 月額 13,230円	
基準月額 × 0.70 年額 52,900円 月額 4,410円							第12段階	世帯員全員が 町民税非課税	合計所得金額が1,000万円以上の方	基準月額 × 2.30 年額 173,800円 月額 14,490円	
R3～軽減後 ※2			第12段階	世帯員全員が 町民税非課税	合計所得金額が1,000万円以上の方					基準月額 × 2.30 年額 173,800円 月額 14,490円	
基準月額 × 0.70 年額 52,900円 月額 4,410円	第13段階	世帯員全員が 町民税非課税				合計所得金額が720万円以上 1,000万円未満の方				基準月額 × 2.40 年額 181,400円 月額 15,120円	
R3～軽減後 ※2							第13段階	世帯員全員が 町民税非課税	合計所得金額が720万円以上 1,000万円未満の方	基準月額 × 2.60 年額 196,500円 月額 16,380円	
基準月額 × 0.70 年額 52,900円 月額 4,410円			第14段階	世帯員全員が 町民税非課税	合計所得金額が1,000万円以上の方					基準月額 × 2.60 年額 196,500円 月額 16,380円	
R3～軽減後 ※2	第14段階	世帯員全員が 町民税非課税				合計所得金額が1,000万円以上の方				基準月額 × 2.60 年額 196,500円 月額 16,380円	
基準月額 × 0.70 年額 52,900円 月額 4,410円											

※1 算定された保険料基準月額及び基準額に対する各所得段階の保険料月額は、1円未満の端数は切り上げる。
算定された当該年度における保険料の額に100円未満の端数は切り捨てる。ただし、公費軽減後の保険料額に
ついて10円未満の端数は切り上げとする。

※2 第1～3段階における割合と保険料額の二段書きは、上段は本来の割合と保険料額、下段は保険料公費軽減
制度による軽減後の割合と保険料額。

議案第101号

畜牛育成牧場管理及び使用条例中一部改正の件

畜牛育成牧場管理及び使用条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和6年3月4日提出

芽室町長 手 島 旭

畜牛育成牧場管理及び使用条例の一部を改正する条例

畜牛育成牧場管理及び使用条例（昭和47年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「使用料」の次に「等」を加え、同条に次の2項を加える。

- 2 町営牧場で採草した牧草は、希望者に売却することができる。
- 3 売却する牧草の量、金額及び売却方法等については、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

説 明

町営牧場の牧草売払い開始に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

畜牛育成牧場管理及び使用条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(使用料等) 第6条 一略一 <u>2 町営牧場で採草した牧草は、希望者に売却することができる。</u> <u>3 売却する牧草の量、金額及び売却方法等については、町長が別に定める。</u> 附 則 <u>この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(使用料) 第6条 一略一</p>